

指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理基準の一部改正について

R 元 (2019) . 6 廃棄物対策課

1 改正の趣旨

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第32条の規定により、廃棄物処理施設の維持管理については、産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）を定め、設置者に対して維持管理基準に従い適切に廃棄物処理施設を管理・運営するよう指導することにより、当該施設周辺の生活環境の保全を図っている。

このたび、日本工業規格の名称変更を受け、維持管理基準について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

安定型最終処分場の周辺地下水の水質基準等を定めている維持管理基準別表3について、別添新旧対照表のとおり「日本工業規格」の名称を「日本産業規格」に変更する。

3 施行日

令和元（2019）年7月1日